

## 令和6年度第2回 神奈川県子ども・若者施策審議会 子ども施策検討部会 議事録

日時：令和6年10月30日（水）10時00分～12時00分  
場所：Web会議システム「Zoom」利用によるオンライン開催

### 1 概要

#### (1) 出席者

「出席者名簿」のとおり

#### (2) 議事要旨

本間子ども企画担当参事監より開会のあいさつ  
部会の所掌事務について説明

### 2 議事内容

#### (1) 新計画について

「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」素案について、調整グループ圓山主査より、資料1-1「「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」素案のポイント」、資料1-2「「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」素案」、及び資料1-3「審議会でのご意見と計画素案における対応一覧表」に基づいて説明

### <質疑応答>

#### ○佐藤部会長

ご説明いただきありがとうございます。冒頭に、この部会の所掌範囲についてもご説明をいただきました。これからご意見やご質問を委員の皆様からいただきたいと思えます。冒頭の所掌事務についての説明に関して、比較的小さい子どもに関わる施策について特にご意見をいただきたいと説明がありましたが、計画全体としては切れ目のない支援というのをとても大切にしているため、委員の皆様が日頃感じられているところで、切れ目が生じやすくなっていると感じていることなども含めてご意見をいただけると大変ありがたいと思います。

それではいかがでしょうか。西野委員お願いいたします。

#### ○西野委員

質問です。資料1-1の28ページの、「子どもの意見をきくための意見表明等支援員の登録者数」とは、具体的にどういうことを言っているのでしょうか。

#### ○臼井子ども家庭課長

児童養護施設や、里親で生活をしているお子さんについて、児童福祉法の改正も踏まえて、県の方で子どもたちの声を直接聞いていく取組として、令和6年度から「かながわ子どもの声センター」を設置していますが、そのセンターに意見表明等支援員を十数名配置しています。支援員が、各施設や、児童相談所の一時保護所などを定期的に訪問

して、子どもさんお一人お一人とお会いし、様々な御意見をお聞きして、さらにその聞いた御意見を今度は施設や里親の方、あるいは一時保護所に、そこでの支援に反映するという含めて職員さん等にフィードバックをしています。その結果を踏まえて、お子さんに伝えていくという仕組みを整備しており、それを担う方を、意見表明等支援員として今回新たに配置をしました。児童養護の分野での取組です。

#### ○西野委員

どのような人が、どのような選考によって支援員を担当されているのでしょうか。

#### ○臼井子ども家庭課長

具体的には元児童相談所の職員をしていた方や、大学の先生、弁護士といった、児童福祉、あるいは児童養護に精通した方をお願いをしています。その後、県で実施している研修を受けていただき、意見表明等支援員として活動していただいています。

#### ○西野委員

ありがとうございます。すごく大切な新しい取組だと思います。今のお話では知識をお持ちの方が多いと感じましたが、「子どもの声を聞く」ということへの専門性といえますか、子どもが自分の思いを伝えられるよう、今おっしゃったような研修に十分力を入れていただいて、一時保護所の子どもたちや、児童養護の中で言いたくても躊躇している子どもたちが安心して話ができる環境整備をぜひお願いしたいと思います。

#### ○佐藤部会長

ありがとうございました。それでは多賀谷委員、お願いいたします。

#### ○多賀谷委員

ご説明ありがとうございます。施設について、例えば、耳が聞こえない子どもたちが入った場合、会話はすべて筆談で行っているのでしょうか。

#### ○臼井子ども家庭課長

児童が入所されている施設等における、障害のある方に対する配慮というところですが、例えば、耳がご不自由なお子さんに対する取組については、まずは児童養護施設等から始めており、障害児入所施設等でも展開していくことを検討しています。

実際に、今お話があったように、障害に配慮して気持ちを酌み取る方法についても、やはり様々な障害がありますので、障害に応じて、どのような方法で聞いていくのがよいか、関係部署等で協議しています。例えば意思決定支援や、あと乳児院の赤ちゃんの代弁ができるような職員さんからお話を伺うなど、様々な方法を現在検討しており、順次展開して

いきたいと考えています。

**○多賀谷委員**

聴覚障害のある子どもに対して何か今後実施していく予定はありますか。

**○臼井子ども家庭課長**

聴覚障害のあるお子さんについては、手話等によりお子さんとコミュニケーションが  
取れる方に面接に来ていただくなどを想定しています。

**○多賀谷委員**

ありがとうございます。

**○佐藤部会長**

他にご質問やご意見いかがでしょうか。西野委員お願いいたします。

**○西野委員**

資料1-1の13ページの、新たに位置付けた事業の「体験活動促進事業」についてで  
す。私たちは30年以上不登校支援やひきこもり支援をやっていますが、やはり体験格差  
が大きく、体験が就労・就学への意欲に繋がるため、八丈島合宿やスキー合宿などをあ  
えて行っています。

川崎市では、就学援助家庭に民間のフリースクールが行った場合、国の制度を使って月  
額4万円までの補助を出していただいております、大変助かっているのですが、これがもう少  
し拡張されたらいいなと思っています。

今回新たに位置づける事業というのは、学校に行っていない子たちが修学旅行や自然  
教室に行かない等体験が不足していくときに、民間NPOが行う様々な体験活動に関し  
ての経済的な支援のようなものが新たに創設されると考えてよろしいでしょうか。それ  
とも意図が少し違うのでしょうか。

**○深石次世代育成課長**

ご意見ありがとうございます。この体験活動促進事業については、資料にあるように、  
生活保護や生活困窮世帯のお子さんに対して、生活困窮者自立支援法という法律に基づ  
いて学習支援を行っている団体に、お金を委託料としてお支払いして、キャンプやバーベ  
キュー、演劇鑑賞などをしていただくという取組です。今年度から始めています。

今ご指摘のあったような、フリースクールに対してお金をお支払いしてという形では  
なく、今は学習支援の中のスキームに上乗せするような形で体験活動の促進を進めてい  
ます。

## ○太田子どもみらい部長

フリースクールや、不登校等何らかの理由で学校に行けずフリースクールを利用しているお子さんたちに対する支援の必要性というのは、県としても非常に重要であると認識をしています。現在、色々な方のご意見を伺いながら、どういった支援や仕組みがいいか、検討を進めているところです。

## ○西野委員

民間のフリースクールに通えない人たちへの経済支援が、各自治体から全国に広がりつつありますよね。川崎でも検討を始める段階です。県として、経済的に厳しくフリースクールに通えない子たちへの経済支援の一方で、今こういった体験活動の促進事業を位置付けたということで、私たちの元に本当にたくさん生活困窮家庭が来ているのですが、結果的に合宿を諦めなくてはならない子どもたちがいます。

生活保護家庭の学習支援というのは、色々な自治体がやってきていると思いますが、学校に行けなくなった子たちの就学援助家庭までを視野に入れた体験学習の機会、これは国が制度を持っている部分でもありますから、神奈川県に積極的に利用させていただいて、お金がなくて民間のフリースクールに通えない、通っていても本当に苦しい子たちを、体験活動に連れていけるような仕組みをぜひ検討いただけたらと思います。よろしく願います。

## ○佐藤部会長

ありがとうございました。それでは、中尾委員お願いいたします。

## ○中尾委員

当事者委員として、現場の実情のことなども含めて3点お話ししたいと思います。

1点目は、資料1-1の12ページ、ライフステージを通じた重要事項、重点施策3「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実」についてです。現在、助成制度拡充により、特定不妊治療にトライする方が多くなりましたが、高度不妊治療を受けた方は出産がゴールになっていて、そこから育児に悩む場合が多く見られます。現在の学歴社会なども関係して、結果重視の傾向もあり、実際に産んだらうまく育てられないという方が結構いらっしゃいます。不妊治療中、妊娠期、出産後を含め、産前産後ケアの必要性を感じています。産婦人科医、育児支援者、管理栄養士や小児科医など、様々な社会全体での連携が必要だと普段から感じています。

2点目は、同じく10ページの重点施策5「障害児支援・医療的ケア児等への支援」です。私が住んでいる自治体では、私立幼稚園入園児に障害児の為の加配職員をつけたい場合、おそらく療育センターや医師の診断が必要になってくるのですが、加配はつけたい、

福祉制度の支援を受けたいけれども、子どもについての診断は受けたくない、受容が難しいという方も一定数いらっしゃいます。お子さんの発達について受容するまでの親の心理的ケアを子育て支援拠点の職員が出来るかという点と実際は難しいですし、そういった細かい心理的ケアをしていくところが足りていないと思います。またお子さんを支援学校に通わせている方に聞くと、子ども向けの相談サービスはあるものの、親向けのサービスがなかなかないので、小学校に入る前の障害児支援についても、支援学校を利用している方たちにとっても、親への支援というのが引き続き必要だと感じています。

3点目、計画素案について、子どもの自殺や不登校、虐待についての表の数字を見た時に、子どもの自殺は19歳以下でまとまって示しています。一方不登校は25,000人、虐待は23,955人いることなどは分かったのですが、例えば自殺に関して、19歳以下のくりではなく小学生はどのくらい自殺等の残念な結果になってしまっているかが見えづらかったです。それぞれの管轄部署が違うのかもしれませんが、元になる数字、年齢などを統一してはどうかと思いました。西野委員の活動などを普段拝見しておりますが、例えば単純に25,000人ですと言われても、多いのか少ないのかピンとこなかったもので、1つの中学校区に具体的にどのくらいの不登校児がいるのかなどを示すことは出来ないでしょうか。今後県の方針で「社会全体での子育て支援」を謳っていくならば、わかりやすいデータ表記で誰にでも当事者意識を持っていただける形で伝えていって欲しいと思います。

#### ○佐藤部会長

貴重なご意見だと思って拝聴しました。今のお話に少し関連しまして、計画全体の中で課題を捉えていく時に、重点施策もそうですが、子どもの発達段階別、あるいはライフステージ別の課題に取り組んでいくにあたって、今中尾委員がおっしゃったように、やはり実情が見える形にしながら、具体的にどの部分に重点的に施策が必要かということ进行分析していく観点がとても大事だと思います。もしそのような記載ができるのであれば、そういったところも取り入れていただきながら、重点施策と並べて実態が見えるようにしていただけたらありがたいと思いました。

それでは他にご意見をちょうだいできればと思いますがいかがでしょうか。小林委員お願いいたします。

#### ○小林委員

丁寧にご説明いただきありがとうございます。資料1-1の28ページの目標値について、5「子ども・若者を地域とともに育む施策」のところに「安心して子どもを生み育てられる環境が整っていること」に関する満足度」と書いてあり、また計画全体のところに県民ニーズ調査と書いてありますが、これについて、どのような頻度や形で今後実施していくのかを教えてくださいたいと思います。

### ○深石次世代育成課長

ありがとうございます。28 ページのところの満足度については、県民ニーズ調査を他部署が年に1回行っておりまして、県全体の施策に対するアンケートをとる際に、何十項目もある中の1つとしてアンケート項目に入れてもらっています。そのため今回新たに計画には設定しますが、この数値自体は、経年変化をずっと追えるような数字が出てきています。

### ○小林委員

ありがとうございました。承知しました。

### ○佐藤部会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。二谷委員お願いいたします。

### ○二谷委員

私も現場の声になりますが、妊娠期からの切れ目ない、と言いながらもやはり妊娠期の方と繋がるのがなかなか難しく感じています。もちろん医療や保健もとても大事ですが、すごく幸せな気持ちで準備にかかれる方がいる一方で、一般のお仕事をされて、急に育児になって、ぽつんと地域とも繋がれず、ごく普通の方がかなり孤独な気持ちで妊娠期を過ごされていることが多いです。そこのフォローは市区町村によって差があってはいいとは思いますが、色々と努力をして、妊娠中の方にも来ていただけますよというアピールはしているものの、なかなか周知に繋がらない。そして産後に、そういうのがあるのであればぜひ行きたかった、知りたかったという声を聞くことがとても多いです。やはり周知や広報にある程度力を入れないと伝わらず、その力の入れ具合が大切だと思っています。

### ○深石次世代育成課長

ありがとうございます。妊娠期からの繋がり方ということで、やはり我々としても、妊娠される方をどのように行政側でキャッチするかがなかなか難しいです。市町村の窓口に母子手帳をもらいに来た時が一番繋がりやすく、そこで色々な制度の周知などもできればいいなと思っています。

また、先ほど少しご紹介した、「子育てパーソナルサポート」というLINEを使った情報発信システムもあるのですが、これに関しては妊娠期から生まれる前、生まれた後に向けて、ある程度支援制度が見通せるような仕組みも作っているところです。そこでうまく繋がれるように、市町村の窓口でも色々とやっけていただいているとは思いますが、やはりおっしゃるように、市町村によって提供される情報にムラがあるかなというのは課題だと感じています。

健康増進課さん補足があればお願いします。

#### ○小野健康増進副課長

ありがとうございます。妊娠期からの切れ目のない支援について、今本当に大切だと思っています。深石課長からもありましたように、母子手帳を取りに来た時に、以前は事務的に色々なパンフレットを渡すことが多かったのですが、現在はやはり妊娠期からきちんと支援に繋げるということで、助産師や保健師が全数面接できるような体制をとっている市町村が、本当に多くなってきています。また、妊娠中も必ず連絡を取って、タイミングを掴んで状況を把握するということが現在取り組んでいます。

それでもやはり働いている方が産休に入った時に少し不安になったり、そういう情報がうまく届かなかったということもあるのかなと思っています。市町村と連携した情報の発信や、深石課長がおっしゃったような、LINE等の情報が伝わるよう引き続き考えていきたいと思っています。

#### ○二谷委員

ありがとうございます。私もLINE入れています。やはりたくさん資料をもらうみたいなので、埋もれがちになるという声は少し耳にしていますが、うまくアピールしていけるといいなと思います。

#### ○佐藤部会長

ありがとうございました。今のお話ですと、例えば目標値のところ、施策の認知の状況を確認するというようなことも必要になるかと思っています。その辺りは県民ニーズ調査などでもしかしたら把握しているのかもしれませんが、目標値の中にそういった施策の認知に関わることを確認する予定はありますか。

#### ○深石次世代育成課長

少なくとも県民ニーズ調査ではそこまでは調べておらず、そうすると自分たちで調べなければいけないのですが、どのように調べるかというのはやり方も含めて検討しないといけないので、宿題という形にさせていただければと思います。

#### ○佐藤部会長

ありがとうございます。それでは木元委員、お願いいたします。

#### ○木元委員

発言の機会をいただきありがとうございます。今のお話の、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に関わるところで、実は令和8年度から、こども誰でも通園制度とい

う新しい制度がスタートします。私どものところも昨年から、産休や育休から復帰した職員が働き始め、今までは3～5歳のお子さん達向けの色々な施策を中心にやっていたのですが、いやいや、園長先生違いますよと。やはり今は、育休中のお母さんたちが集える場所が全然ないので、まずは0～2歳の子どもたちと、そのお母さんたちが、親子で集まれる場所を幼稚園として提供しないとだめですよというアドバイスをもらいました。それでこの春からずっと実施していたのですが、育休中のお母さんたちも、1年の方もいれば、1年半の方、また2年の方など、育休の取得期間が違いますし、子どもを連れて遊びに行ける場所が本当にないということで、大変多くの方々が春から夏にかけて参加してくれました。例えば、園児たちが水遊びをするスペースの横で小さなプールを作ると、おむつをつけたまま水遊びをさせてくれる場所って実はそんなになんていって話など、色々とうとうことができました。

こども誰でも通園制度はすべての園で実施するわけではなく、特に幼稚園側としては、母子分離のような形での預かりを制度的にと言われてしまうとなかなか辛いのですが、スペースはそれなりに各園あると思うので、お母さんと子ども、親子で来ていただいて、子どもは子どもで先生との関わりやお友達との関わりをもって、その間お母さんはお母さん同士で相当話し込んでいっちゃうので、やはりそういう機会をたくさんつくる必要があると今年改めて感じました。

神奈川県さんからも、遊具や人件費の応援を今年いただけているようなので、これからもぜひ引き続きそういったものを利用して、多くの育休中のお母さんたち、子どもたちに集まっていただけのような、そんな場所を幼稚園として提供したいと感じています。

## ○佐藤部会長

貴重なご発言ありがとうございます。それでは、西野委員お願いできますか。

## ○西野委員

今木元委員がおっしゃったことはすごく大事なことだと思います。今、小学生の不登校がすごい勢いで増えていて、一気に中学生に迫る勢いになるのではないかと思うのですが、その背景には、いじめが全国的に小学校の低学年に集中していることがあると思います。日本で一番いじめが多いのは小学2年生、次が小学3年生、その次に小学1年生、つまり小1から小3でいじめがピークを迎えるような社会になっているということは、それだけ子どもたちがストレスを溜めているということです。幼稚園や保育園時代に多くのストレスをためて、小学校に入った途端にそれが爆発している状況の日本社会は、まず親を支えていかなければいけないと思います。

まず親が安心して子育てできる環境、親子で乳幼児期から遊べる環境など、本当は遊び場の数値目標が出てもいいのではと思うくらい、もっと安心して遊べる環境を用意していかないと、教育虐待が非常に増えていきますよね。もっと早期教育をという状況の中で、



子どもたちがストレスを貯めているので、大丈夫だよ、町全体でみんな育て合おうね、そんなに小さい頃から詰め込まなくていいよと言えるような、親が安心できる環境を用意していくということと、遊び場をしっかりと広げていくことが大切だと思います。

また、虐待の相談をたくさん受けている中で、レスパイトも必要だと感じます。若い親御さんがもう無理だと言った時に、多くの場合は児童相談所の一時保護所しかない。一時保護所だと、入れたら子どもを返してもらえないかもなどとハードルを感じることもあり、そうになると、子どもに手を出してしまいそうで本当に困っているのが短期で預かって、といって家庭支援センターなどを2泊3日有料で利用する形になってしまいます。

宿泊も含め、お母さんやお父さんが楽になれる、子どもを叩かないで済むような環境整備というのを具体的に進めないと、今、川崎でも児童相談所が満杯になってしまって、一時保護所がかえって安全な状況ではないということが起きていたりします。もう少し地域の中でレスパイト事業を具体的に増やしていくことが求められているのではと思います。ライフステージを通した重要事項に、「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」があって、教員の指導力向上という項目が入っていますが、書き込む内容が少し違うのではないかと感じています。遊び場を増やしていくとか、親に安心を広げていくというような内容で書き込んでいかないと、少しずつ生じるかなと感じました。

#### ○佐藤部会長

貴重なご意見をありがとうございます。事務局の方から、今のご意見に関して何かありますか。

#### ○深石次世代育成課長

ありがとうございます。実は夏に、後程ご説明します、こどものための条例のパブリック・コメントを実施したのですが、小さい子を育てているであろう保護者の方からの、「遊べる場がほしい。ずっと親子で家にいるとストレスが溜まってしまう。」といったご意見がとても目立ちました。そういったところも含めて、また新たに子どもの居場所づくりを進めています。

また、先ほど木元委員がおっしゃっていた、こども誰でも通園制度というものが、2年後に本格的にスタートすることになっています。これは、0～2歳のお子さんを、保育園や幼稚園、子育て支援センターでお預かりするという取組で、全市町村でやらなければならない仕組みになっています。こういったところに一時的にでもお子さんを預けて、ほっとできるような時間を作る、また幼稚園や保育園の先生に育児の悩みを相談するという形で、保護者を支えるという取組もできるかと思っており、これを全市町村で円滑に実施できるよう、県としても今バックアップをしているところです。

#### ○臼井子ども家庭課長

先ほど西野委員から、レスパイトが非常に重要だというお話がありました。我々は児童相談所を所管しております、川崎市の一時保護所が満床だということですが、県の方も同じような状況にあります。やはりその要因としては、レスパイトも含め地域の子育て支援の課題が、児童相談所の一時保護所の満床にも繋がっていると思っているところです。

ただ、やはりお話のあったように、一時保護所だとかなりハードルが高く、児童養護の業界の中の色々な社会資源、例えば乳児院や里親などを、今後地域の社会資源として活用する余地があるのではないかという話も出ています。県としても、児童養護と地域の子育て支援の垣根をなくすなど柔軟に考えていき、実際に日々困っているお母さんお父さんたちの困り感をなくしていく、それが結局は虐待や、あるいはぎりぎりまで頑張ったけれど本当にもう無理です、というのを防ぐことにも繋がっていくと思うので、その辺りは我々の方でも考えていきたいと思っています。

#### ○佐藤部会長

ありがとうございました。今の委員の皆様のご発言や、事務局からの回答を伺いながら少し発言してもよろしいでしょうか。

市町村の中で家庭支援事業を充実させていくことが、特に今回の児童福祉法の改正では主要な柱になっていますが、その中で、いわゆるレスパイトに関しては、ショートステイのある事業、子育て短期支援事業と言いますが、そちらの量的・質的な拡充が求められています。ただ、これをレスパイトとして使うにはあまりにも量的に不足していると国の方で把握をしているところで、おそらく神奈川県内の市町村におかれても、同じく量が足りないで利用ができない、ということが起きているのではないかと考えられます。市町村単独で量を確保していくのは難しいと言われており、社会的養護の施設等とも連携していかないと量の拡充に結びつかないということもあるため、そのあたりは県の計画の中で、バックアップについて盛り込んでいくことがとても大切だと思います。

居場所の支援については、一般的な施策の中で支えるということと同時に、不登校や貧困等でなかなか家に居場所を確保しづらい子どもたちの居場所としても、児童育成支援拠点事業などが創設されています。まだ全国的に取組は少ないですが、これについても神奈川県内で、子どもが安心して過ごすことができ、家庭の支援にも繋がるということで、受け皿の整備をする市町村への応援を計画の中に盛り込んでいただくことが、とても大切だと思います。その上で、きちんと目標値の中にそういった整備量を設定していくのもよいのではないかと思います。

よろしければ、当事者委員の皆様方も来てくださっていますので、いかがでしょうか。多田委員お願いいたします。

#### ○多田委員

資料1-1の7ページや8ページに、「子ども・若者の社会参画、意見反映」に関する

事業をされるとありましたが、子どもや若者に対して、このような事業をしているという周知をどのように行う予定でしょうか。

#### ○深石次世代育成課長

ありがとうございます。これらの取組は去年から始めていまして、大学を含め学校を通して、お知らせを送っています。ただ、実際に学生の皆さんの目にとまるかというところが、やはり課題であると思っています。そのため、特に8ページの右側にある、「子ども・若者みらい提案実現プロジェクト」などは、通り一遍の周知だけではなく個別に働きかけをさせていただいたところ、100件ほど応募がありました。あとはデジタルの力やSNS広告等を活用しながら、皆さんの目にとまりやすいような周知に努めていきたいと考えています。

#### ○多田委員

ありがとうございます。

#### ○佐藤部会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。皆様にいただいたご意見、こちらでよろしいでしょうか。

それでは続きまして、2つ目の議題に移りたいと思います。「かながわ子どもみらいプラン令和5年度点検・評価結果報告書」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

#### (2) 現行計画について

「かながわ子どもみらいプラン」令和5年度点検・評価結果報告書について、調整グループ圓山主査より、資料2-1「「かながわ子どもみらいプラン」令和5年度点検・評価結果報告書(案)のポイント」、資料2-2「「かながわ子どもみらいプラン」令和5年度点検・評価結果報告書(案)」に基づいて説明

#### <質疑応答>

#### ○佐藤部会長

ありがとうございました。今事務局からご説明があった内容について、ご意見やご質問がありましたら、委員の皆様をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

木元委員、お願いいたします。

#### ○木元委員

ありがとうございます。放課後児童クラブについて、近隣の小学校や、利用者の方々の

声が色々と聞こえてきているのですが、潜在的需要、もはや顕在化している需要がとんでもない人数になっていて、特に夏休み等の利用が相当大変で、運営されている方々も困っているというお話を多く聞いています。今後この辺りは整備が必要なのだろうと思うのですが、市町村ごとに様々な枠組があるのではと思います。県としては数字をとりまとめて、実際に実施するのは各市町村かもしれないですが、一旦就学前の保育のパイを増やしてしまった以上ちゃんとしないと、ここが充実していないというのも、先ほど西野委員がおっしゃっていた小学校の1～3年の低学年で起こっている様々な課題の原因のひとつなのではないかと感じていますので、今後ぜひお願いをしたいと思います。

#### ○佐藤部会長

ありがとうございました。

#### ○深石次世代育成課長

放課後児童クラブの件で、肌感覚のお話をご紹介いただきましたが、放課後児童クラブの待機児童数をカウントした数字を見ると、やはり実際の数字も上がってきています。保育園の待機児童は減少傾向にあるのに、反比例するように放課後児童クラブの待機児童が増加しており、県としても、実施主体である市町村に対して、例えば整備費の補助を少し上乗せしたり、人材確保のための補助金を積極的に活用してくださいという形で受け皿の確保を進めているところではあります。そういったところも活用いただきながら、市町村の方には待機児童の減少に向けて取り組んでいただきたく思っており、今後も働きかけを続けていきたいと考えています。

#### ○佐藤部会長

ありがとうございました。それでは次に、中尾委員お願いいたします。

#### ○中尾委員

横浜市は神奈川県全体から見て特殊なところもあるかと思うのですが、幼児期の保育需給計画には、私立幼稚園の満3歳児入園は入っているか入っていないのかが分からなかったです。横浜市は独自性が強く、満3歳から無償化の対象になる園が非常に多く、私が住む区では約8割の園が取り入れています。

また私立幼稚園、横浜市型預かり保育というものがあります。就労条件を満たせば無償他制度としてございます。その制度は朝7時半から夜18時半まで園の時間後も預かっているから、本来幼稚園の正規教育時間は13時半頃までだと思いますが、実は本来の幼稚園時間よりも、預かり時間の方が長くなっており、どんどんお子さんを預けましょうという傾向があります。制度が充実すればするほど、親子関係に何らかの影響がある気がしています。教育虐待ほど大げさな話ではないのですが学童期、小学校1～3年生になっ

た時の子どもへの愛情、愛着というお話にも繋がる、別の視点もあると思っています。

#### ○佐藤部会長

貴重なご意見をありがとうございました。事務局からお願いします。

#### ○深石次世代育成課長

この需給計画には、満3歳児のお子さんのニーズと供給についても含まれています。幼稚園に、満3歳児のお子さんも入所できるということで、利用料無償が全国的な制度になっています。今お話があったように、預かり保育の時間に、全国的にも補助制度がありますが、横浜市型というぐらいですから上乘せの補助金も出ているのだと推察します。保育園的な受け皿を幼稚園にもご協力いただくという市の考えかと思います。

一方で、やはり現場の先生たちに聞くと、やはり親と一緒に過ごす時間は子どもにとって何事にもかえがたくて、幼稚園教諭や保育士は親の代わりにはなれないという話を聞きます。保護者の支援なのか、子どもの支援なのか、どちらも大事なので、バランスを取りながら進めていければと思っています。

#### ○佐藤部会長

ありがとうございました。小林委員お願いいたします。

#### ○小林委員

ありがとうございます。資料2-1の6ページに、保育士等の確保が挙がっていますが、保育士の確保に関しては、園の自助努力と、それから公的には基礎自治体の関わりというところがあるかと思います。県の役割としては、他の資料でも示されている研修の実施がまず挙げられるかと思いますが、議題1の計画のところでは、人材の確保については県が関わるのは難しいのか、計画に何か入れることではないのかと思いました。保育士の確保について県が取り組めるポイントや余地などはありますか。

#### ○深石次世代育成課長

ありがとうございます。保育士確保のための取組は、県でもいくつかやっており、代表的なものに保育士試験があります。これは、全国的には年2回、春と秋に実施されていますが、神奈川県では全国で唯一、夏試験を実施しています。神奈川では保育士になるための試験のチャンスが3回あるといった形で、保育士確保を進めているところです。

それ以外にも、例えば資格を持っているけど現場にいない方、いわゆる潜在保育士の復職の支援や、現場で働いている保育士が少しでも長く働けるよう、勤務環境の改善や業務負担の軽減といった取組を、市町村と協力して進めています。

#### ○小林委員

ありがとうございました。

#### ○佐藤部会長

ありがとうございます。木元委員、お願いいたします。

#### ○木元委員

今のお話に関連して、先日ある自治体の行政の方と統計についてお話したところ、幼稚園教諭は、入社後3年から5年の方の70%ぐらいが退職し、保育士は75%退職する、要は、5年経つと新卒で入った方のうち7割～7割5分の方が辞めるという現実がありました。当然そこを埋めるために、また新しい方を採用するのですが、教員や保育者の養成校に入学する学生さんはすごく減っています。それから、今学校が定員割れをすると、その分定員を下げないと、将来的な就学支援制度の対象から外すなど、そういった様々な要因でどんどん学生さんが減っているという実態もあります。

そういう意味で、やはり長く勤めることについて、この業界に限ったことではないと思いますが、みんなで真剣に考えていかなきゃいけないと感じています。

#### ○佐藤部会長

ありがとうございました。西野委員お願いいたします。

#### ○西野委員

資料2-1の9ページの表で、子育て環境について「満たされている」が16.5%しかおらず、「どちらともいえない」「満たされていない」「分からない」「無回答」が83.5%という状況がありますが、満たされていると思えない人たちはどんな理由でそう判断したのか、ヒアリングやアンケートが出来ているのでしょうか。

また先ほど、制度が進めば進むほど、子どもが生きづらくなっていくとありました。やはり保育を求める親がどんどん広がって、託児所としていろいろな習い事を習わせる。親が外で働いたり、何か活動をするためには、習い事に行かせていけばその時間があくということもあって、子ども自身がどう過ごしたいか、どう生きていきたいのか、何をしたいのかということよりも、親の都合が優先される社会になってきていると感じます。

子どもの権利条約31条の休息権、遊ぶ権利とはいうものの、本質的にはそこが奪われる社会になっている。これは、子どもたちからヒアリングアンケートを取った方がいいかと思いました。親としては保育環境が充実しなければいけないし、制度としてはそれを満たしていくことが重要ですが、一方で子どもたちは、放課後児童クラブ等で休息権が保障されているのか。親のニーズでカリキュラム指導案がどんどん広がっていくと、さらに子どもが追い詰められてしまうと思います。ただ自由に過ごせる環境、自分がいたいように

いられる居場所環境というのを、明確に施策の中に位置付けていかないと、いずれにしても子どもは苦しいので、今後の政策にどのように位置付けていくかが問われていると思われました。

### ○深石次世代育成課長

ありがとうございます。まず、満たされていないと感じるのはどうしてなのかという前半の質問について、これは県民ニーズ調査では調べてはいないのですが、他のアンケートやパブリック・コメント等で保護者の意見を聞くと、やはり一番多いのは経済的な問題です。子育てをするのにお金がかかりすぎるとというのが一番大きい意見として出てきています。

それ以外に、例えばワンオペ育児や、孤独や孤立により誰とも繋がれずイライラしてしまうなど、子育てに対する肉体的、精神的な負担が大きいというところが大きく影響して、この結果に繋がっていると分析しています。

後半の内容については、やはり今まで保護者の都合が優先されていて、学童でも保育園でも、英会話やそろばん、スイミングといったものがやはり保護者の方に喜ばれるので、民間の企業としては、お子さんを集めるためにどうしても少し力が入ってしまうところがあります。

あとでご説明しますが、今回新しく作る条例については、そういった反省も踏まえて、子どもが一番健やかに育つにはどういった環境が必要なのかという目線に立って、今後の子育て支援を考えていこうとしています。そこで例えば、象徴的なのは、先ほどから何度か出てきますが、子どもの居場所づくりとして子どもが安心して過ごせる、学校と家庭以外のサードプレイスを作っていこうという取組も新しく始めているところなので、充実させていければと思います。

### ○佐藤部会長

ありがとうございました。子どもをまんなかに据えて、子どもの最善の利益をちゃんと守っていくために、保護者との協働が目指されていると思いますので、そういう観点をやはり大切にしていくことが必要かとお話を伺いながら思いました。

私も1つよろしいでしょうか。地域子ども・子育て支援事業は必須記載事項でないということで、例えばこの資料には参考として放課後児童クラブの量の見込みが出されていますが、前段の議論の中でも出てきていたレスパイトや一時預かり、ショートステイのような、いわゆる家庭支援事業に関わってくる重要な資源についても、同じく触れていただくことがとても大事なのではと改めて考えています。放課後児童クラブを特に取り上げていますが、ショートステイの現状や、一時預かりの状況等についても一度見ていただけたらありがたいと思います。

目標量等について数量的に把握するというのは、見える化においてとても大事なこと

ではありますが、一方で、ここまでの議論でもあったとおり、定性的にしか把握できないようなことを、ご本人からきちんと聞くことで初めてわかる、数値が持っている意味を解釈していくこともできると思うので、そういった取組を引き続きやっていくことが必要かとの評価結果の報告書を拝見して思いました。

他にいかがでしょうか。これについてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、先ほど触れていただきました神奈川県子ども目線の施策推進条例の素案につきまして、事務局からご説明をお願いします。

### (3) 条例について

「神奈川県子ども目線の施策推進条例（仮称）」素案について、調整グループ藤本主査より、資料3-1「「神奈川県子ども目線の施策推進条例（仮称）」素案について」、及び資料3-2「「神奈川県子ども目線の施策推進条例（仮称）」素案」に基づいて説明

#### ○佐藤部会長

ご説明ありがとうございました。それでは事務局からご説明いただいた内容につきまして、ご意見やご質問がありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

子ども目線の施策ということで、先ほどまでの議論とも大きく繋がってくるころだと思えます。また、これについて議会の方でこれから決定がされていくと伺っておりますので、部会の方からは特段これ以上の意見はないということで、ありがとうございました。

これで議題は以上ですが、言い残していることがありましたら、最後に承って終わりたいと思えます。何かここまでの議論の中で、これだけは伝えておきたいということはあるますか。

西野委員お願いいたします。

#### ○西野委員

部会が違うのかもしれませんが、要は15歳以上の若者の居場所の不足というのが明確になっていますよね。高校中退者をどう止めるか、義務教育が過ぎた後の若者たちの居場所に対する支援がない社会で、どんどんひきこもっていってしまう。表面的には通信制サポート校が広がって、何となく高校に在籍する子が増えているように見えているかもしれませんが。しかし通信制サポート校を卒業した後にひきこもりが増えていく現状や、実際問題、通信制サポート校に通うお金がなく、結局公立の通信制高校や定時性高校に行かず、中退や中学を卒業したまま行き場がないという人たちの居場所づくりというのは、具体的かつ明確に数値目標も決めて取り組んでいくべき大きな課題だと思っています。それについて、違う部会の方で審議してくださっているのかという確認をさせていただきた



いです。

#### ○太田子どもみらい部長

部会につきましては、若者施策検討部会がございますので、そちらの方でさらに詳しいご意見を伺っていきませんが、先生のおっしゃるとおり、15歳以上の若者の居場所は、本当に資源がないという中で大きな課題になっています。

今回条例の中にも、まず大きく子どもの居場所づくりの必要性を書いた上で、さらに不登校の子どもや、ひきこもり状態にある子どもへの支援についても、居場所というのをしっかり書き込んで県としても取り組んでいきたいと思っています。特にやはり学校にいる間など、将来の困難に備えて、日頃の早いうちから信頼できる大人と繋がっていけるような取組を具体的に考えていきたいと思っています。貴重なご意見をありがとうございました。

#### ○西野委員

ありがとうございます。

#### ○佐藤部会長

ありがとうございました。一応この部会に関わりがある、15歳以上の義務教育終了後の子どもたちの居場所には、児童育成支援拠点事業が該当するかと思います。西野委員がご発言くださったようなことに、この部会の所掌範囲の中でも触れていただくことが必要かなと思いました。ありがとうございます。

それでは本日の議題はこれで以上になりますので、進行を事務局にお戻ししたいと思います。ありがとうございました。

#### ○七浦グループリーダー

佐藤部会長、進行をありがとうございました。また、委員の皆様、多数ご意見をいただきまして誠にありがとうございました。今後の新しい計画素案のブラッシュアップに生かしていきたいと思っております。

1点補足をさせていただきます。先ほど議題2つ目として点検・評価報告書を見ていただきましたが、教育・保育の需給計画や、放課後児童クラブの状況の数値については、このプラン全体が政令中核市を含む県全体を対象区域としておりますので、政令中核市を含む、県全体の積み上げ数値でございます。また新しい計画も同様に、教育・保育の需給計画等につきましては、県全域を対象としておりますので、政令中核市を含めた県全体の数値となっております。補足をさせていただきますと思います。

最後に事務連絡申し上げます。本日の部会につきまして、後日、議事録の確認依頼をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それではこれをもちまして、令和6年度第2回神奈川県子ども若者施策審議会 子ども施策検討部会を閉会いたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。

以上